

III 參考資料

1. 調査票

<老人クラブ会員>

高齢者の消費者被害に関する調査 調査票 (老人クラブ会員)

【ご記入についてのお願い】

- ・選択式の設問は、あてはまる番号に○をつけてください。選択数は各設問に記載してあります。
- ・その他の内容や記述式の設問に関しては、() に具体的に記入してください。
- ・ご記入は、質問の番号や指示にそってお願いします。
- ・ご記入は、鉛筆または黒・青のペン、ボールペンでお願いします。
- ・回答に迷う場合は、あなたのお気持ち、お考えにできるだけ近いものを選ぶようお願いいたします。
- ・お忙しいところ恐縮ですが、**11月25日(月)**までに同封の返送用封筒(切手不要)にてご返送願います。

悪質商法等の被害経験等についておうかがいします

問1 あなたは次にあげる商法について知っていますか。(○はそれぞれ1つ。全部で5つ)

		言葉も内容も知っている	言葉だけ知っている	言葉も内容も知らない
1	【架空請求】 アダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者がクリックすると「契約完了」「料金請求」など并表示し、高額な料金を請求するという商法。	1	2	3
2	【点検商法】 「点検に来た」「無料で点検する」と言って家に上がりこみ、「布団にダニがいる」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる商法。布団類・浄水器・リフォーム工事・建物清掃サービスなど。	1	2	3
3	【次々販売】 消費者が一度契約すると、必要の無い商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる商法。複数の事業者が入れ替わり販売するケースもある。健康食品・布団類・エステ・リフォーム工事など。	1	2	3
4	【利殖商法】 「値上がり確実」「必ず儲かる」など利殖になることを強調し、投資や出資を勧誘する商法。株・公社債・分譲マンション・ファンド型投資商品など。	1	2	3
5	【催眠（SF）商法】 「景品をプレゼントします」「健康に良い話をする」と言って人を集め、締め切った会場で日用品等を次々に無料で配り、雰囲気盛り上げ興奮状態にして、最終的に高額な商品を売りつける商法。	1	2	3

問2 あなたは、60歳を過ぎてから、悪質商法の被害にあった（契約した・お金を支払った）ことがありますか。(○はそれぞれ1つ。全部で5つ)

		被害にあったことがある	被害はないが、請求又は勧誘されたことがある	被害にあったことも勧誘（請求）されたこともない
1	架空請求	1	2	3
2	点検商法	1	2	3
3	次々販売	1	2	3
4	利殖商法	1	2	3
5	催眠（SF）商法	1	2	3

↓
問7へ

↓
問8へ

<問2で、1つでも「1 被害にあったことがある」とお答えの方におたずねします>

問3 被害金額はいくらですか。複数の被害にあっている場合は、最も大きいものを選んでください。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 1万円未満 | 2 1万円以上5万円未満 |
| 3 5万円以上10万円未満 | 4 10万円以上50万円未満 |
| 5 50万円以上100万円未満 | 6 100万円以上500万円未満 |
| 7 500万円以上 | 8 わからない(覚えていない) |

<問2で、1つでも「1 被害にあったことがある」とお答えの方におたずねします>

問4 被害にあった後、誰かに相談したり、自分で調べたりしましたか。

(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 消費生活センター等(注1)に相談した | → 問8に進んでください |
| 2 弁護士等の専門家に相談した | |
| 3 家族や知人に相談した | |
| 4 ヘルパーなど福祉関係者に相談した | |
| 5 インターネットにより自分で調べた | |
| 6 警察に相談した | |
| 7 その他 () | |
| 8 何もしなかった | → 問6に進んでください |

(注1)「消費生活センター等」とは、東京都消費生活総合センター(東京都の相談窓口)または区市町村の消費生活センター(消費生活相談窓口を含む)を指す。
以下の設問も同じ。

<問4で2~7とお答えの方におたずねします>

問5 消費生活センター等に相談しなかったのは、なぜですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|--|
| 1 消費生活センター等を知らなかった | |
| 2 より専門的なところに相談したかった | |
| 3 相談するのが恥ずかしかった | |
| 4 相談する時間がなかった | |
| 5 相談できると思わなかった | |
| 6 相談しなくても解決できると思った | |
| 7 相談しても仕方がないと思った | |
| 8 その他 () | |

<問4で「8 何もしなかった」とお答えの方におたずねします>

問6 何もしなかったのは、なぜですか。(〇はいくつでも)

- | |
|----------------------------|
| 1 どうしたらよいかわからなかったから |
| 2 相談したり、調べたりしても解決しないと思ったから |
| 3 相談するのが恥ずかしかったから |
| 4 大した被害ではないと思ったから |
| 5 自分にも責任があると思ったから |
| 6 その他 () |

<問2で、1つでも「2 被害はないが、請求又は勧誘されたことがある」とお答えの方におたずねします>

問7 請求又は勧誘されたにもかかわらず、被害に至らなかった理由は何ですか。
(〇はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 その商法の手口を知っていたから |
| 2 よく考えて慎重に対応したから |
| 3 家族や知人などに相談したから |
| 4 ヘルパーなど福祉関係者に相談したから |
| 5 消費生活センター等に相談したから |
| 6 インターネットで調べたから |
| 7 その他 () |

ここからは消費生活情報の入手方法などについておうかがいします

問8 あなたの新聞の購読状況を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 新聞を定期購読している | 2 電子版・デジタル版で読んでいる |
| 3 新聞は読んでいない | |

問9 あなたは、新聞の紙面広告をどのくらいご覧になりますか。(○は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1 よく見る | 2 ときどき見る |
| 3 あまり見ない | 4 ほとんど見ない |

問10 悪質商法の手口などの消費生活情報について、あなたが入手しやすい広告媒体はどれですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 新聞広告 | 2 車内広告(電車) |
| 3 車内広告(バス) | 4 テレビCM |
| 5 ラジオCM | 6 東京都のホームページ |
| 7 メールマガジン | 8 東京都の広報紙(誌) |
| 9 フリーペーパー | 10 パンフレット・チラシ |
| 11 自治会・町内会などの掲示板や回覧板 | |
| 12 ツイッターやフェイスブックなどのSNS | |
| 13 その他() | |

問11 高齢者が悪質商法の被害にあわないためには、どのようにすればよいと思いますか。(○はいくつでも)

- | |
|-----------------------------------|
| 1 悪質事業者を厳しく取り締る |
| 2 高齢者自身が悪質商法の手口などの情報収集を心がける |
| 3 地域で声を掛け合うなどの関係を作る |
| 4 ヘルパー等の福祉関係者が日頃から気にかける |
| 5 家族・親族が日頃から気にかける |
| 6 都や区市町村など自治体が悪質商法の手口などの啓発を行う |
| 7 自治体と高齢者関連団体等が連携し、悪質商法の手口など啓発を行う |
| 8 テレビ・ラジオ・新聞などのメディアに被害情報を取り上げてもらう |
| 9 その他() |

問 12 東京都では、毎年9月に高齢者被害防止キャンペーンを行っています。
参考に、今年の高齢者被害防止キャンペーンのリーフレットを同封させていただきましたが、このようなデザインの広報物を見たことがありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1 見たことがある | 2 見たことがない | 3 わからない |
|-----------|-----------|---------|

<問 12 で「1 見たことがある」とお答えの方におたずねします。

問 13 見たことがあるものを選んでください。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 リーフレット | 2 ポスター |
| 3 東京都のホームページ | 4 車内広告 (電車) |
| 5 車内広告 (バス) | 6 新聞広告 |
| 7 ステッカー (シール) | 8 その他 () |

問 14 あなたは、東京都または区市町村が開催する消費生活講座等に参加したことがありますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 参加したことがある | 2 参加したことがない |
|-------------|-------------|

<問 14 で「2 参加したことがない」と回答した方におたずねします>

問 15 消費生活講座等に参加したことがないのは、なぜですか。(○はいくつでも)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 消費生活講座等が開催されていることを知らなかった |
| 2 消費生活講座等の開催は知っていたが、参加可能な日程ではなかった |
| 3 消費生活講座等の開催は知っていたが、テーマ・内容に興味・関心がなかった |
| 4 消費生活講座等に参加しなくても、他の方法で情報を入手するので必要がない |
| 5 自分は被害に遭わないと思うので必要がない |
| 6 その他 () |

問16 あなたが知りたいと思う消費生活情報はどれですか。(〇はいくつでも)

- 1 悪質商法の手口と対処方法
- 2 金融商品・投資に関するトラブル
- 3 家計管理
- 4 振り込め詐欺や投資詐欺等
- 5 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- 6 クーリング・オフ制度
- 7 高齢期の住まい
- 8 終活(相続・遺言・葬儀等)
- 9 食品の安全と表示
- 10 製品の安全とヒヤリハット
- 11 その他 ()

問17 あなたが消費生活情報について学ぶとしたら、どのような形がよいですか。
(〇はいくつでも)

- 1 消費生活センターの講座に参加する
- 2 自治会・町内会などが実施する講座に参加する
- 3 老人クラブが実施する講座に参加する
- 4 教材等を使って自分で学ぶ
- 5 自分は被害に遭わないとおもうので必要がない
- 6 その他 ()

問18 消費生活情報について知るために、あなたが利用したいと思うものはどれですか。
(〇はいくつでも)

- 1 出前講座や出前寄席(注2)
- 2 印刷物(リーフレット・チラシ等)による教材
- 3 DVD等映像の教材
- 4 パソコンを活用した教材
- 5 スマートフォンを活用した教材
- 6 その他 ()

(注2) 出前講座：消費者啓発員が講師となって出向き、消費生活に必要な情報を伝える
出前寄席：消費者啓発ボランティアが出向き、落語・漫才等で悪質商法の手口等を伝える

最後に、ご意見を統計的に分析するために、あなたのことについておうかがいします。

F 1 あなたの性別を教えてください。

1 男性 2 女性

F 2 あなたの年齢はおいくつですか。

() 歳

F 3 あなたが所属する老人クラブの区市町村名について教えてください。

区市町村名 ()

F 4 あなたが同居しているご家族の構成を教えてください。

1 ひとり暮らし 2 夫婦のみ
3 子と同居 4 親と同居
5 その他 ()

F 5 あなたがお持ちの情報端末機を教えてください (○はいくつでも)

1 パソコン 2 タブレット端末
3 スマートフォン 4 携帯電話 (従来型)
5 何ももっていない

F 6 あなたは、東京都及びお住まいの区市町村に消費生活センターもしくは消費生活相談窓口があることを知っていますか。

1 知っている
2 内容までは知らないが、名前は知っている
3 知らない

同封の返信用封筒に入れて (切手不要)、11月25日 (月) までにご返送くださるようお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

高齢者の消費者被害に関する調査 調査票 (各区市町村老人クラブ連合会事務局)

【ご記入についてのお願い】

- ・選択式の設問は、あてはまる番号に○をつけてください。選択数は各設問に記載してあります。
- ・その他の内容や記述式の設問に関しては、() に具体的に記入してください。
- ・ご記入は、質問の番号や指示にそってお願いします。
- ・ご記入は、鉛筆または黒・青のペン、ボールペンでお願いします。
- ・回答に迷う場合は、あなたのお気持ち、お考えにできるだけ近いものを選ぶようお願いします。
- ・お忙しいところ恐縮ですが、**11月25日(月)** までに同封の返送用封筒(切手不要)にてご返送願います。

問1 貴老人クラブ連合会で消費者教育（啓発）事業※を行っていますか。（○は1つ）

1 行っている

2 行っていない

※本調査における「消費者教育（啓発）事業」について

○消費者教育（啓発）事業の目的

- (1) 消費者被害・事故にあわない消費者を育成する。
- (2) 安心して豊かな生活を送るため、自ら気づき、考え、行動する消費者を育成する。
- (3) 「持続可能な社会」について自覚し、行動する消費者を育成する。

○具体的には、以下のような内容が考えられます。

○消費者トラブルとその対処法について

悪質商法の手口とその対応方法 など

○消費生活に関する知識（暮らしていく上で必要となる知識）について

食品や製品の安全と表示、契約についての知識、スマートフォンの使い方 など

○「持続可能な社会」への貢献について

グリーンコンシューマー（環境へ配慮した商品・サービスを選択肢購入する消費者） など

<問1で「1 行っている」と回答した方におたずねします>

問2 消費者教育（啓発）事業の方法を教えてください（○はいくつでも）

1 研修会・講習会の実施

2 チラシやパンフレットの配布

3 チラシやパンフレットの回覧

4 老人クラブ内広報誌等に記事を掲載

5 その他（

）

問3 東京都では、消費者啓発員が講師となって出向き、消費生活に必要な情報を伝える「出前講座」、消費者啓発ボランティアが出向き、落語・漫才・コントで悪質商法の手口などを伝える「出前寄席」を行っています。これらの事業について知っていますか。参考にパンフレットを同封しますので、ご覧ください。（○は1つ）

1 出前講座、出前寄席の両方とも知っている

2 出前講座は知っているが、出前寄席は知らない

3 出前寄席は知っているが、出前講座は知らない

4 出前講座、出前寄席の両方とも知らない

2. 単純集計

<老人クラブ会員>

問1.1.あなたは次にあげる商法について知っていますか。【架空請求】

No.	カテゴリー名	n	%
1	言葉も内容も知っている	1276	38.7
2	言葉だけ知っている	1435	43.5
3	言葉も内容も知らない	469	14.2
	無回答	117	3.5
	全体	3297	100.0

問1.2.あなたは次にあげる商法について知っていますか。【点検商法】

No.	カテゴリー名	n	%
1	言葉も内容も知っている	2085	63.2
2	言葉だけ知っている	905	27.4
3	言葉も内容も知らない	202	6.1
	無回答	105	3.2
	全体	3297	100.0

問1.3.あなたは次にあげる商法について知っていますか。【次々販売】

No.	カテゴリー名	n	%
1	言葉も内容も知っている	1775	53.8
2	言葉だけ知っている	1039	31.5
3	言葉も内容も知らない	369	11.2
	無回答	114	3.5
	全体	3297	100.0

問1.4.あなたは次にあげる商法について知っていますか。【利殖商法】

No.	カテゴリー名	n	%
1	言葉も内容も知っている	1999	60.6
2	言葉だけ知っている	1014	30.8
3	言葉も内容も知らない	174	5.3
	無回答	110	3.3
	全体	3297	100.0

問1.5.あなたは次にあげる商法について知っていますか。【催眠（SF）商法】

No.	カテゴリー名	n	%
1	言葉も内容も知っている	2243	68.0
2	言葉だけ知っている	697	21.1
3	言葉も内容も知らない	268	8.1
	無回答	89	2.7
	全体	3297	100.0

問2.1.あなたは、60歳を過ぎてから、悪質商法の被害にあった（契約した・お金を支払った）ことがありますか。【架空請求】

No.	カテゴリー名	n	%
1	被害にあったことがある	25	0.8
2	被害はないが、請求又は勧誘されたことがある	237	7.2
3	被害にあったことも勧誘（請求）されたこともない	2664	80.8
	無回答	371	11.3
	全体	3297	100.0

問2.2.あなたは、60歳を過ぎてから、悪質商法の被害にあった（契約した・お金を支払った）ことがありますか。【点検商法】

No.	カテゴリー名	n	%
1	被害にあったことがある	53	1.6
2	被害はないが、請求又は勧誘されたことがある	421	12.8
3	被害にあったことも勧誘（請求）されたこともない	2407	73.0
	無回答	416	12.6
	全体	3297	100.0

問2.3.あなたは、60歳を過ぎてから、悪質商法の被害にあった（契約した・お金を支払った）ことがありますか。【次々販売】

No.	カテゴリー名	n	%
1	被害にあったことがある	41	1.2
2	被害はないが、請求又は勧誘されたことがある	199	6.0
3	被害にあったことも勧誘（請求）されたこともない	2625	79.6
	無回答	432	13.1
	全体	3297	100.0

問2.4.あなたは、60歳を過ぎてから、悪質商法の被害にあった（契約した・お金を支払った）ことがありますか。【利殖商法】

No.	カテゴリー名	n	%
1	被害にあったことがある	54	1.6
2	被害はないが、請求又は勧誘されたことがある	709	21.5
3	被害にあったことも勧誘（請求）されたこともない	2144	65.0
	無回答	390	11.8
	全体	3297	100.0

問2.5.あなたは、60歳を過ぎてから、悪質商法の被害にあった（契約した・お金を支払った）ことがありますか。【催眠（SF）商法】

No.	カテゴリー名	n	%
1	被害にあったことがある	55	1.7
2	被害はないが、請求又は勧誘されたことがある	344	10.4
3	被害にあったことも勧誘（請求）されたこともない	2481	75.3
	無回答	417	12.6
	全体	3297	100.0

問3.被害金額はいくらですか。複数の被害にあっている場合は、最も大きいものを選んでください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	1万円未満	16	8.5
2	1万円以上5万円未満	22	11.6
3	5万円以上10万円未満	19	10.1
4	10万円以上50万円未満	47	24.9
5	50万円以上100万円未満	26	13.8
6	100万円以上500万円未満	32	16.9
7	500万円以上	13	6.9
8	わからない(覚えていない)	3	1.6
	無回答	11	5.8
	全体	189	100.0

問4.被害にあった後、誰かに相談したり、自分で調べたりしましたか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	消費生活センター等に相談した	17	9.0
2	弁護士等の専門家に相談した	10	5.3
3	家族や知人に相談した	51	27.0
4	ヘルパーなど福祉関係者に相談した	2	1.1
5	インターネットにより自分で調べた	9	4.8
6	警察に相談した	14	7.4
7	その他	14	7.4
8	何もしなかった	86	45.5
	無回答	6	3.2
	全体	189	100.0

問5.消費生活センター等に相談しなかったのは、なぜですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	消費生活センター等を知らなかった	10	12.5
2	より専門的なところに相談したかった	5	6.3
3	相談するのが恥ずかしかった	12	15.0
4	相談する時間がなかった	9	11.3
5	相談できると思わなかった	11	13.8
6	相談しなくても解決できると思った	14	17.5
7	相談しても仕方がないと思った	25	31.3
8	その他	14	17.5
	無回答	14	17.5
	全体	80	100.0

問6.何もしなかったのは、なぜですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	どうしたらよいかわからなかったから	10	11.6
2	相談したり、調べたりしても解決しないと思ったから	13	15.1
3	相談するのが恥ずかしかったから	6	7.0
4	大した被害ではないと思ったから	16	18.6
5	自分にも責任があると思ったから	54	62.8
6	その他	17	19.8
	無回答	2	2.3
	全体	86	100.0

問7.請求又は勧誘されたにもかかわらず、被害に至らなかった理由は何ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	その商法の手口を知っていたから	733	66.3
2	よく考えて慎重に対応したから	430	38.9
3	家族や知人などに相談したから	160	14.5
4	ヘルパーなど福祉関係者に相談したから	4	0.4
5	消費生活センター等に相談したから	38	3.4
6	インターネットで調べたから	16	1.4
7	その他	97	8.8
	無回答	95	8.6
	全体	1106	100.0

問8.あなたの新聞の購読状況を教えてください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	新聞を定期購読している	3022	91.7
2	電子版・デジタル版で読んでいる	17	0.5
3	新聞は読んでいない	178	5.4
	無回答	80	2.4
	全体	3297	100.0

問9.あなたは、新聞の紙面広告をどのくらいご覧になりますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく見る	1709	51.8
2	ときどき見る	991	30.1
3	あまり見ない	305	9.3
4	ほとんど見ない	185	5.6
	無回答	107	3.2
	全体	3297	100.0

問10.悪質商法の手口などの消費生活情報について、あなたが入手しやすい広告媒体はどれですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	新聞広告	2083	63.2
2	車内広告（電車）	408	12.4
3	車内広告（バス）	316	9.6
4	テレビCM	1946	59.0
5	ラジオCM	402	12.2
6	東京都のホームページ	181	5.5
7	メールマガジン	38	1.2
8	東京都の広報紙（誌）	973	29.5
9	フリーペーパー	58	1.8
10	パンフレット・チラシ	1037	31.5
11	自治会・町内会などの掲示板や回覧板	1859	56.4
12	ツイッターやフェイスブックなどのSNS	14	0.4
13	その他	210	6.4
	無回答	113	3.4
	全体	3297	100.0

問11.高齢者が悪質商法の被害にあわないためには、どのようにすればよいと思いますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	悪質事業者を厳しく取り締る	1903	57.7
2	高齢者自身が悪質商法の手口などの情報収集を心がける	2211	67.1
3	地域で声を掛け合うなどの関係を作る	1812	55.0
4	ヘルパー等の福祉関係者が日頃から気にかける	351	10.6
5	家族・親族が日頃から気にかける	1918	58.2
6	都や区市町村など自治体が悪質商法の手口などの啓発を行う	1530	46.4
7	自治体と高齢者関連団体等が連携し、悪質商法の手口など啓発を行う	1751	53.1
8	テレビ・ラジオ・新聞などのメディアに被害情報を取り上げてもらう	1974	59.9
9	その他	155	4.7
	無回答	47	1.4
	全体	3297	100.0

問12.東京都では、毎年9月に高齢者被害防止キャンペーンを行っています。

参考に、今年の高齢者被害防止キャンペーンのリーフレットを同封させていただきましたが、このようなデザインの広報物を見たことがありますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	見たことがある	1832	55.6
2	見たことがない	1104	33.5
3	わからない	220	6.7
	無回答	141	4.3
	全体	3297	100.0

問13.見たことがあるものを選んでください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	リーフレット	676	36.9
2	ポスター	1028	56.1
3	東京都のホームページ	310	16.9
4	車内広告（電車）	325	17.7
5	車内広告（バス）	347	18.9
6	新聞広告	712	38.9
7	ステッカー（シール）	372	20.3
8	その他	182	9.9
	無回答	32	1.7
	全体	1832	100.0

問14.あなたは、東京都または区市町村が開催する消費生活講座等に参加したことがありますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	参加したことがある	860	26.1
2	参加したことがない	2338	70.9
	無回答	99	3.0
	全体	3297	100.0

問15.消費生活講座等に参加したことがないのは、なぜですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	消費生活講座等が開催されていることを知らなかった	1011	43.2
2	消費生活講座等の開催は知っていたが、参加可能な日程ではなかった	701	30.0
3	消費生活講座等の開催は知っていたが、テーマ・内容に興味・関心がなかった	233	10.0
4	消費生活講座等に参加しなくても、他の方法で情報を入手するので必要がない	582	24.9
5	自分は被害に遭わないと思うので必要がない	433	18.5
6	その他	117	5.0
	無回答	63	2.7
	全体	2338	100.0

問16.あなたが知りたいと思う消費生活情報はどれですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	悪質商法の手口と対処方法	1838	55.7
2	金融商品・投資に関するトラブル	696	21.1
3	家計管理	223	6.8
4	振り込み詐欺や投資詐欺等	1141	34.6
5	携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル	521	15.8
6	クーリング・オフ制度	512	15.5
7	高齢期の住まい	531	16.1
8	終活（相続・遺言・葬儀等）	961	29.1
9	食品の安全と表示	1388	42.1
10	製品の安全とヒヤリハット	433	13.1
11	その他	48	1.5
	無回答	272	8.2
	全体	3297	100.0

問17.あなたが消費生活情報について学ぶとしたら、どのような形がよいですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	消費生活センターの講座に参加する	912	27.7
2	自治会・町内会などが実施する講座に参加する	1941	58.9
3	老人クラブが実施する講座に参加する	2459	74.6
4	教材等を使って自分で学ぶ	226	6.9
5	自分は被害に遭わないとおもうので必要がない	179	5.4
6	その他	76	2.3
	無回答	143	4.3
	全体	3297	100.0

問18.消費生活情報について知るために、あなたが利用したいと思うものはどれですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	出前講座や出前寄席（注2）	1701	51.6
2	印刷物（リーフレット・チラシ等）による教材	2139	64.9
3	DVD等映像の教材	597	18.1
4	パソコンを活用した教材	187	5.7
5	スマートフォンを活用した教材	40	1.2
6	その他	89	2.7
	無回答	328	9.9
	全体	3297	100.0

F1.あなたの性別を教えてください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	男性	1613	48.9
2	女性	1683	51.0
	無回答	1	0.0
	全体	3297	100.0

F2.あなたの年齢はおいくつですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	70～74歳	855	25.9
2	75～79歳	1217	36.9
3	80～84歳	839	25.4
4	85歳以上	386	11.7
	無回答	0	0.0
	全体	3297	100.0

F3.あなたが所属する老人クラブの区市町村名について教えてください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	23区	1386	42.0
2	多摩	1911	58.0
	無回答	0	0.0
	全体	3297	100.0

F4.あなたが同居しているご家族の構成を教えてください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	ひとり暮らし	613	18.6
2	夫婦のみ	1331	40.4
3	子と同居	1214	36.8
4	親と同居	19	0.6
5	その他	116	3.5
	無回答	4	0.1
	全体	3297	100.0

F5.あなたがお持ちの情報端末機を教えてください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	パソコン	1074	32.6
2	タブレット端末	50	1.5
3	スマートフォン	114	3.5
4	携帯電話（従来型）	2329	70.6
5	何ももっていない	681	20.7
	無回答	40	1.2
	全体	3297	100.0

F6.あなたは、東京都及びお住まいの区市町村に消費生活センターもしくは消費生活相談窓口があることを知っていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	知っている	2125	64.5
2	内容までは知らないが、名前は知っている	894	27.1
3	知らない	255	7.7
	無回答	23	0.7
	全体	3297	100.0

<老人クラブ連合会事務局>

問1.貴老人クラブ連合会で消費者教育（啓発）事業を行っていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	行っている	36	67.9
2	行っていない	17	32.1
	無回答	0	0.0
	全体	53	100.0

問2.消費者教育（啓発）事業の方法を教えてください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	研修会・講習会の実施	19	52.8
2	チラシやパンフレットの配布	30	83.3
3	チラシやパンフレットの回覧	5	13.9
4	老人クラブ内広報誌等に記事を掲載	9	25.0
5	その他	4	11.1
	無回答	0	0.0
	全体	36	100.0

問3.東京都では、消費者啓発員が講師となって出向き、消費生活に必要な情報を伝える「出前講座」、消費者啓発ボランティアが出向き、落語・漫才・コントで悪質商法の手口などを伝える「出前寄席」を行っています。これらの事業について知っていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	出前講座、出前寄席の両方とも知っている	24	45.3
2	出前講座は知っているが、出前寄席は知らない	17	32.1
3	出前寄席は知っているが、出前講座は知らない	2	3.8
4	出前講座、出前寄席の両方とも知らない	10	18.9
	無回答	0	0.0
	全体	53	100.0

問4.東京都で行っている「出前講座」及び「出前寄席」の今後の利用について選択してください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	積極的に利用したい	5	9.4
2	条件が合えば利用したい	42	79.2
3	利用するつもりはない	1	1.9
4	分からない	5	9.4
	無回答	0	0.0
	全体	53	100.0

問5.今後、消費者教育（啓発）事業を行う場合に、取り上げたいテーマを選択してください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	悪質商法	42	79.2
2	金融商品・投資に関するトラブル	16	30.2
3	家計管理	0	0.0
4	振り込み詐欺や投資詐欺等	39	73.6
5	携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル	7	13.2
6	クーリングオフ制度等	12	22.6
7	高齢期の住まい	5	9.4
8	終活（相続・遺言・葬儀等）	15	28.3
9	食品の安全と表示	8	15.1
10	製品の安全とヒヤリハット	3	5.7
11	その他	0	0.0
	無回答	1	1.9
	全体	53	100.0

問6.今後、消費者教育（啓発）事業に取り組む際に、東京都に期待することを選択してください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	講師派遣	30	56.6
2	チラシやパンフレット等の配布（紙）	31	58.5
3	チラシやパンフレット等の配布（データ）	5	9.4
4	DVD等映像資料の提供	19	35.8
5	消費者被害の最新情報等の定期的な提供	31	58.5
6	その他	2	3.8
7	特になし	3	5.7
	無回答	0	0.0
	全体	53	100.0

問7.東京都に期待することがない理由は何ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	区市町村と連携して消費者教育（啓発）事業を実施しているから	1	33.3
2	自治体以外の機関と連携して消費者教育（啓発）事業を実施しているから	0	0.0
3	消費者教育（啓発）事業を実施する必要性を感じないから	1	33.3
4	その他	0	0.0
	無回答	1	33.3
	全体	3	100.0